ジャパンM&Aソリューション株式会社　定款

令和元年10月8日　　作　　成

定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、ジャパン Ｍ＆Ａ ソリューション株式会社と称し、英文では Japan M&A Solution Incorporated と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. Ｍ＆Ａ に関するアドバイザリー業務
2. Ｍ＆Ａ に関する仲介、斡旋及びコンサルティング業務
3. 企業の組織再編、事業再編、企業再生等に関する斡旋及びコンサルティング業務
4. 企業の経営戦略及び事業戦略に関するコンサルティング業務
5. 宅地建物取引業
6. 生命保険の募集に関する業務
7. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、4,700,000 株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年１０月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

２　株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付　請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の ３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その譲決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事

項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条　当会社は取締役会を置く。

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は、7 名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

（監査役および監査役会の設置）
第 31 条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）
第 32 条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任）
第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 34 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第 35 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 36 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 37 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第 38 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）
第 39 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において

定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 41 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の設置）
第 42 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期））
第 44 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 45 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第 46 条　当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度

額とする。

第6章　計算

（事業年度）

第47条　当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

（期末配当金）

第48条　当会社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第49条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第50条　期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第7章　その他

（定款に定めのない事項）

第51条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

附則

第1条　本定款は2020年4月24日に第2条を改正し施行する

第2条　本定款は2020年11月17日に第3条を改正し施行する

第3条　本定款は2021年4月28日に第2条を改正し施行する

第4条　本定款は2021年9月1日に第31条の取締役の責任免除、第36条監査役の責任免除の規定を追加し施行する。

第5条　本定款は2022年1月28日に改訂し施行する

第６条　本定款は 2023 年６月 23 日に改訂し施行する。